

社団法人 日本山岳会 定款

昭和16年1月16日 制定	昭和48年2月7日 改正
昭和18年10月 改定	昭和48年7月13日 改正
昭和23年3月 改定	昭和50年6月22日 改正
昭和27年3月 改定	昭和51年6月3日 改正
昭和29年4月24日 改定	昭和52年6月13日 改正
昭和34年3月18日 改定	昭和53年1月25日 改正
昭和35年10月20日 改定	昭和61年8月6日 改正
昭和37年11月15日 改定	平成5年12月27日 改正
昭和39年9月1日 改定	平成8年4月11日 改正
昭和42年2月6日 改正	平成18年11月17日 改正
昭和44年6月28日 改正	

第1章 総 則

第1条 本会は、社団法人日本山岳会 The Japanese Alpine Club（略称JAC）という。

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区四番町5番4におく。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、山岳に関する研究、知識の普及および健全な登山指導、奨励をなし、あわせて会員相互の連絡懇親をはかるとともに、登山を通じてあまねく体育、文化ならびに自然愛護の精神の高揚をはかることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 登山の指導奨励に必要な集会、研究会、講習会および展覧会等の開催
2. 登山施設改善の促進、その他登山のための適切な事業
3. 山岳遭難の予防とその対策に関する企画および指導
4. 自然保護活動の推進
5. 海外登山の企画および実施
6. 機関紙「山岳」、「会報」および「山日記」その他の図書の刊行
7. 目的を同じくする国内および国外団体との連絡、情報の交換
8. その他、目的を達成するために必要な事業

第5条 本会は理事会の議決を経て必要な地に支部をおくことができる。

支部に関する規定は、総会においてこれを定める。

第3章 会 員

第6条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 通常会員 本会の目的に賛同し、本会の定める入会金 20,000 円および下記の年会費を納める個人または団体。 12,000 円
但し、婚姻関係にある者が共に通常会員の場合に限り、申し出により、いずれか1名の年会費を減額し、下記の通りとする。 8,000 円
2. 終身会費 本会に入会后 10 年以上在籍せる個人会員にして、所定の終身会費を納めた者。
但し終身会員は次の通りとする。

入会后	10 年以上在籍せる者	300,000 円
	20 年以上在籍せる者	220,000 円
	30 年以上在籍せる者	150,000 円
	40 年以上在籍せる者	60,000 円
3. 賛助会員 本会の事業を後援し、特別な寄与をなしたもので評議員会が推薦した個人または団体。
4. 永年会員 本会入会后在籍継続 50 年に達した者。
5. 名誉会員 本会に対し、特に功労のあった者のうちから、別に定める名誉会員推薦規定に基き評議員会が推薦した者。

第7条 前条第4項の永年会員については年会費を、第5項の名誉会員については、入会金および年会費を徴収しない。

2. 通常会員は当該年度の年会費を毎年4月1日から翌年3月末までの分とし6月30日までに納入しなければならない。年会費の納入を怠った者に対しては会報等の送付を停止することがある。
3. 既納の入会金および年会費その他諸納金については返還しない。

第8条 本会に入会を希望する者は、会員2名（うち1名は、原則として本会役員、評議員又は支部長であることを必要とする）の紹介により、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 団体が入会しようとするときは、入会申込書にその団体の代表者名を明記しなければならない。
3. 入会承認の通知を受けたときは、2週間以内に入会金および当該年度の年会費を振込むものとし、当該年度に発行される機関紙「山岳」および会報等の配布をうけることができる。
4. 入会承認の通知後、前項の手続きを行わないものに対しては、入会承認を取消すことがある。

第9条 会員は機関誌「山岳」および「会報」の配布を受け、本会の開催する各種の集会に出席し、かつ本会備付の図書の閲覧その他本会の施設を利用することができる。利用のための規定は

別に定める。

但し、第6条第1項但書による会費減額者は「山岳」および「会報」の配布を受けることはできない。

第10条 会員は、次の事由によってその資格を失う。

1. 退会
2. 禁治産および準禁治産の宣告
3. 死亡、失そうの宣告および団体会員の解散
4. 除名

第11条 会員が本会から退会しようとするときは退会届を提出しなければならない。

第12条 会員が次の各項の一に該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。

この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 本会に対し、3ヵ年以上諸納金を滞納し、理事会の請求があっても納入を怠ったとき。
2. 本会の名誉を傷つけたとき。

第4章 役員・評議員および職員等

第13条 本会には次の役員および評議員をおく。

理事 10名以上15名以内（うち会長1名、副会長3名以内、および常務理事若干名）

監事 2名

評議員 15名以上20名以内

第14条 理事および監事は、入会満3年以上を経た会員（賛助会員を除く。）のうちから総会で選出する。

2. 会長および副会長は、理事のうちから総会で選出する。
3. 理事は、互選で常務理事若干名を定める。
4. 監事は、評議員の推薦する候補者の中から総会で選出する。

第15条 評議員は、会員の中から理事会が推薦し総会に於て選出する。

2. 評議員は、互選によって常任評議員若干名を定める。
3. 評議員は、理事を兼ねることができない。

第16条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または、欠員となったときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 常務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の決議にもとずき日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。

第17条 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を決議し執行する。

第 18 条 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

第 19 条 評議員は、理事会の諮問にこたえ、会長に対し必要と認められた事項については助言する。

第 20 条 役員および評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、再々任の場合は原則として再任任期満了後少くも一任期以上の任期を経過した後でなければならない。

2. 補欠または増員により選挙された役員および評議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員および評議員は、その任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
4. 役員および評議員は、本会の役員および評議員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情で、その任に耐えないと認められた場合、その任期中であっても、総会および理事会の議決によって、会長がこれを解任することができる。この場合、その役員および評議員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

第 21 条 本会には顧問若干名をおくことができる。

2. 顧問は理事会および評議員会の決議により、会長がこれを委嘱する。
3. 顧問は、本会の事業の運営について、会長の相談に応じ、必要と認める事項について会長に助言する。

第 22 条 本会の事務処理のため、事務局および主事、書記等の職員をおくことができる。

2. 職員は、会長がこれを任免する。
3. 職員は有給とする。

第 5 章 会 議

第 23 条 理事会は、毎年 2 回以上、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあった場合には会長は臨時の理事会を招集しなければならない。

2. 常任評議員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
3. 理事会の議長は、会長とする。

第 24 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事について書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 25 条 評議員会は、会長がこれを招集する。

評議員会は、会長、副会長および評議員会で組織する。

2. 評議員会の議長は出席評議員の互選によるものとする。

3. 会長は、評議員現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求があった日から20日以内に評議員会を開催しなければならない。
- 第26条 評議員会は、当該評議員数の2分の1以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。
2. 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第27条 通常総会は、賛助会員を除く会員をもって構成し、毎年一回以上、会長がこれを招集する。
2. 臨時総会は、賛助会員を除く会員をもって構成し、会長、理事会または監事が必要と認めたとき、いつでもこれを招集することができる。
- 第28条 会長は、会員現在数の5分の1以上から付すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 第29条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は、会議のつど会員の互選で定める。
- 第30条 総会の招集は、その開催日より10日以前に会議に付議する事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。
- 第31条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認をうけなければならない。
1. 事業計画および収支予算に関する事項
 2. 事業報告および収支決算に関する事項
 3. 財産目録
 4. その他
- 第32条 理事会は通常総会、臨時総会に提出する議案およびその他重要事項につき、予め評議員会の意見を聞かなければならない。
- 第33条 総会は会員現在数の3分の1が出席しなければその議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事についてあらかじめ書面で意思を表示したものは出席者とみなす。
- 第34条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある事項を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第35条 総会の議事の要項および議決した事項は、会報によって会員に通知する。
- 第36条 総会および理事会の議事録は、議長がこれを作成し、議長および当該会議において選任された出席代表者2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

第6章 資産および会計

- 第37条 本会の資産は、次のとおりとする。
1. 別紙財産目録記載の財産
 2. 入会金および会費

3. 事業に伴う収入
4. 資産から生ずる収入
5. 寄附金品
6. その他の収入

第 38 条 本会の資産を分けて、基本財産および運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資本および将来基本財産に編入される資産で構成する。
3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。
4. 寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

第 39 条 本会の基本財産のうち、現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とするか、もしくは信託銀行への信託、または定期預金として会長がこれを保管する。

第 40 条 本会の基本財産は、消費または担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けてその一部に限り処分し、または担保にすることができる。

第 41 条 本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収支および資産から生ずる収入等の運用財産をもって支弁する。

第 42 条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に会長が編成し、理事会および総会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第 43 条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書ならびに会員の移動状況書とともに、監事の意見を附し、理事会および総会の承認を受けて、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2. 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第 44 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の決議を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

借入金(その事業年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)についても同様とする。

第 45 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 46 条 本定款は、理事会および総会において、理事現在数および会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第 47 条 本会の解散は、理事会および総会において、理事現在数および会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 48 条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会および総会において、理事現在数および会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第 49 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。

ただし、他の法令により、これに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
 - (2) 会員の名簿
 - (3) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳および負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
 - (7) 理事会および総会の議事に関する書類
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) 収支予算書および事業計画書
 - (10) 収支計算書および事業報告書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 正味財産増減計算書
 - (13) その他必要な書類および帳簿
2. 前項の第 1 号から第 5 号までの書類、同項第 7 号の書類および同項第 9 号から第 12 号までの書類は永年、同項第 6 号の帳簿および書類は 10 年以上、同項第 8 号および第 13 号の書類および帳簿は 1 年以上保存しなければならない。
 3. 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号および第 9 号から第 12 号までの書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第 8 条 補 則

第 50 条 この定款施行についての細則は、理事会および総会の決議を経て別に定める。

附 則

この定款は、平成 18 年 11 月 17 日より実施するものとする。